

議員提出議案第1号

「家庭教育支援法」の制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月30日 提出

提出者 橋本市議会議員 松浦 健次

賛成者 橋本市議会議員 坂口 親宏

〃 橋本市議会議員 中本 正人

〃 橋本市議会議員 樽井 豪男

〃 橋本市議会議員 今城 敏仁

〃 橋本市議会議員 小林 弘

「家庭教育支援法」の制定を求める意見書

今日、核家族化の進行、地域社会の絆の希薄化など、家庭を巡る社会的な変化には著しいものがあります。そのため、過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下がつよく指摘されるようになり、極めて憂慮するところとなっております。

更には、厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は毎年1万件ずつ増加し、平成27年度には10万3,260件を数え、深刻さを増しております。このような状況を一刻も早く解決しなければなりません。

現代は、若い父親・母親の出産や育児などが、関係の希薄化した社会に置かれ、孤立してしまう状況が増えております。行政からの、より積極的な家庭教育への応援態勢が必要な時であると考えます。

未来社会の担い手である子供達を育成する家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤にもなっています。

教育基本法第十条にも、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」とし、又「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定しております。

上の内容を踏まえ、国会及び政府に、「家庭教育支援法」の制定を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣
厚生労働大臣